【ラオス】ラオス知的財産局、委任状の原本証明のための公証要件の撤廃について

2023 年 8 月 2 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ラオス知的財産局、委任状の原本証明のための公証要件の撤廃についてのお知らせです。

知的財産局（DIP）は、DIP への出願および登録関連書類の提出を容易にし、またその手順を改善するため、産業財産権の登録に関する決定 (https://dip.gov.la/) において、委任状の原本を証明するための公証要件を撤廃した。したがって、委任状（Power of Attorney）、発明証書（Deed of Inventorship）、譲渡証書（Deed of Assignment）、ライセンス証書（Deed of Licensing）、氏名および/または住所変更宣誓書（Declaration of Change of Name and/or Address）などの追加書類を提出する場合、原本であれば、当該権利の委任状について公証を必要としないが、知的財産権登録の出願を行う代理人は、委任状の原本を提出する際、権利の委任状の真正性に関して、法の下に責任を負う必要があり、疑義が生じた場合、DIP は委任状の各事例に応じて質問または確認を行う。

情報公開日
2023 年 6 月 26 日

URL 等
2023 年 6 月 26 日付 DIP 通知 No. 0973/DIP
(参考) https://www.siasia.co.th/jp/latest-info-detail.php?id=146

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。